

北海道運輸局公示第 6 号
(令和 7 年 1 1 月 1 7 日最終改正)

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成 1 4 年 1 月 2 3 日付け北海道運輸局公示第 5 9 号に規定する標記について
は、下記のとおり公示する。

平成 1 4 年 4 月 2 4 日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

運賃適用地域	初 乗 距 離	初乗距離を短縮 する場合の距離
札幌・小樽地区	1. 0 5 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
札幌 C 地区	1. 4 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
札幌 D 地区	1. 1 9 2 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
札幌 E 地区	1. 4 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
旭川 A 地区	1. 4 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
旭川 B 地区	1. 4 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
函館 A 地区	1. 3 5 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
函館 B 地区	1. 4 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
室蘭地区	1. 2 3 7 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離
釧路 A 地区	1. 4 k m	加算距離 1 回分 を控除した距離

釧路B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
帯広地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
北見A地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離
北見B地区	1. 4 k m	加算距離1回分 を控除した距離

なお、上記の運賃適用地域のうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第4条で定める準特定地域における初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離については、「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の公定幅運賃の範囲の指定について（平成26年2月28日北海道運輸局公示第108号）」のとおりとする。

附則

本公示は、公示の日から適用する。

附則（平成16年12月 1日付け北海道運輸局公示第58号）

本公示は、平成16年12月1日から適用する。

附則（平成19年11月26日付け北海道運輸局公示第61号）

本公示は、平成19年11月26日から適用する。

附則（平成21年 1月 9日付け北海道運輸局公示第88号）

本公示は、平成21年 1月 9日から適用する。

附則（平成21年 2月17日付け北海道運輸局公示第101号）

本公示は、平成21年 2月17日から適用する。

附則（平成21年 3月25日付け北海道運輸局公示第121号）

本公示は、平成21年 3月25日から適用する。

附則（平成26年 3月20日付け北海道運輸局公示第118号）

本公示は、平成26年 3月20日から適用する。

附則（平成30年 8月27日付け北海道運輸局公示第29号）

本公示は、平成30年10月1日から適用する。

附則（令和 元年 8月30日付け北海道運輸局公示第41号）
本公示は、令和元年10月1日から適用する。

附則（令和 元年12月13日付け北海道運輸局公示第74号）
本公示は、令和2年2月1日から適用する。

附則（令和 2年 7月 1日付け北海道運輸局公示第14号）
本公示は、令和2年7月1日から適用する。

附則（令和 4年 2月 4日付け北海道運輸局公示第56号）
本公示は、令和4年3月10日から適用する。

附則（令和 5年 5月 1日付け北海道運輸局公示第10号）
本公示は、令和5年5月31日から適用する。

附則（令和 5年 7月10日付け北海道運輸局公示第28号）
本公示は、令和5年8月10日から適用する。

附則（令和 7年10月31日付け北海道運輸局公示第63号）
本公示は、令和7年12月1日から適用する。

附則（令和 7年11月17日付け北海道運輸局公示第72号）
本公示は、令和7年12月17日から適用する